

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）
に係る定期の予防接種に使用するワクチンについて（情報提供）

予防接種法に基づく肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）に係る定期の予防接種（以下「本件定期接種」という。）については、本年 10 月からの施行を予定しているところです。現時点において、本件定期接種に使用するワクチンは 23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン「ニューモバックス NP」（以下「PPSV23」という。）を予定しております。

また、沈降 13 価肺炎球菌結合型ワクチン「プレベナー13」（以下「PCV13」という。）については、本年 6 月 20 日付けで、薬事法上の 65 歳以上の者に対する肺炎球菌による感染症の予防の効能・効果が追加承認されたところです。PCV13 を本件定期接種に使用するかどうかにについては、今後、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において審議することとしております。このため、現時点では PCV13 を本件定期接種の開始時に使用することは、予定しておりません。

なお、既に PPSV23 の接種を受けたことのある者は本件定期接種の対象者とはならないこととする予定です。ただし、PCV13 の接種を受けたことがあっても、PPSV23 による本件定期接種の対象外とはなりません。